

さくらインターネット株式会社

透明性レポート

対象期間：2026 年 1 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

公開日：2026 年 9 月 15 日

さくらインターネットについて

当社は 1996 年の創業以来、インターネットによってひらかれる創造性と驚きに満ちた未来の実現に貢献することをミッションとして、事業に取り組んでまいりました。

強い熱量を持って挑戦するすべての人たちが、自分のやりたいことを叶えられるような社会をインターネットとともにつくる。それが、さくらインターネットの目指す姿です。インターネットには人と社会を幸せにする力があると信じて、「やりたいこと」を「できる」に変えるアプローチを広く届けていきます。お客さまをはじめ、社員、地域のみなさまなど、つながりのあるすべての人のために、未来のあるべき姿を思い描くことを大切にしています。

さくらインターネットの取り組み

当社では、クラウド・ホスティングサービス事業者として、様々な要請に対応しています。自社でインターネットのバックボーンとデータセンターを所有するインターネットサービス事業を遂行するうえで、「個人情報」「表現の自由」「通信の秘密」の重要性を認識し、要請に対応する際には、個人情報保護法、電気通信事業法、情報流通プラットフォーム対処法等をはじめとする関係法令やガイドラインを遵守することで、これらの保護に努めています。個人情報は利用目的の範囲を超えて取得することや、その他の目的で利用することはありません。表現の自由を尊重するとともに通信の秘密を保護し、コンテンツの監視や必要最小限度を超えた削除は行いません。一方で、法令に違反する行為、他者の権利を侵害する行為、公共における不適当なふるまいについては、関係法令及び当社約款に照らし、適切に対応します。今後も当社の事業活動を通して社会とインターネットの発展に貢献することを目指し、インターネットの安全性や品質の向上に取り組みます。

この取り組みの一環として、当社が要請を記録した数と、対応の概要を透明性レポートとして公開し、透明性を確保していきます。レポートの対象には当社サービスである「さくらのレンタルサーバ」「さくら

のVPS」「さくらのクラウド」「さくらの専用サーバPHY」「さくらのドメイン」「ハウジング」が含まれます。

捜査機関等からの契約者情報開示要請、契約者データ差押え

捜査機関等から捜査関係事項照会書等による情報開示の要請を受領した場合、差押えを受けた場合、個人情報と通信の秘密の重要性に鑑み、個人情報保護と電気通信事業に関わる法令を遵守し、開示することが適切と判断される状況であると当社が認める範囲において、開示します。

契約に関する情報の照会に対応した数	63
開示数	49
契約に関する情報の緊急照会に対応した数	0
開示数	0
差押えにより契約に関する情報を提出した数	11
差押えにより契約者のデータを提出した数	6

説明

- **契約に関する情報**：当社に登録いただいた契約者の情報（契約者名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日等）、契約サービス情報、サービス利用料の支払情報等です。
- **契約者のデータ**：契約者の契約されている当社提供のサーバーに記録されたデータです。

当社による利用契約の解除

契約時に届出を受けた情報に虚偽がある場合や、当社約款の禁止事項に該当する行為が認められた場合には、利用契約を解除しています。

約款違反により利用契約を解除した数	231
-------------------	-----

法令違反コンテンツ・有害コンテンツ、違法メールへの対応

法令違反コンテンツ・有害コンテンツでは、関係法令に基づき判断する権限を有する公的機関や、公的機

関からネットパトロール事業を受託する団体、情報提供窓口を運営する団体等から送信防止依頼又は命令を受けた場合に、法令及び当社約款に基づき、正当性を慎重に判断して対応しています。

違法メールでは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反するメールの情報提供を受けた場合に対応しています。

法令違反コンテンツまたは有害なコンテンツの 送信防止依頼に対応した数	35
送信防止数	29
違法なメール送信に対応した数	564

権利侵害コンテンツの削除要請・発信者情報開示請求

権利侵害コンテンツの削除要請を受けた場合、当社は特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）及び当社約款に基づき、対象コンテンツを運営する契約者に確認を要請します。契約者にて送信防止措置（削除）がされず、当社において契約者の意見も確認出来なかった場合で、コンテンツに権利侵害のおそれがあり、かつ必要最小限度の送信防止措置が技術的に可能な場合には当社にて送信防止措置を行います。

発信者情報開示請求を受けた場合、情報流通プラットフォーム対処法に基づき、当社が保有する契約者情報の開示について契約者に意見を照会し、契約者より開示又は不開示の回答が得られた場合には、回答内容を当社から請求元へ回答します。契約者の意見が確認できない場合、当社は権利侵害明白性ガイドラインに基づき開示の相当性を判断して回答します。

権利侵害コンテンツの削除要請に対応した数	413
送信防止数	270
発信者情報開示請求に対応した数	551
開示した数	0